

平成三十年十一月二日受領
答弁第一一一号

内閣衆質一九七第一一号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理がベトナム人の青年が日本人と同じ給料で働いていることを誇りに思うと発言したことに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理がベトナム人の青年が日本人と同じ給料で働いていることを誇りに思うと発言したことに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「同じ給料をもらっていることが珍しいこと」及び「同じ給料を支払うことは誇らしいこと」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、使用者が、労働者の国籍を理由として、賃金について差別的取扱いをすることは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条の規定により禁止されている。